

議案第19号

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の一部改正について

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

国家公務員等の旅費の支給に関する法律および関連法令の一部改正に伴い、鯖江市長等についても、これに準じて所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例（昭和32年鯖江市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項、第3条第3項および第4条第3項中「車賃、日当、宿泊料および食事料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費」に改める。

別表第1中

「

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
8級の職務に相当する一般職の職員の例による。ただし、鯖江市一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（昭和57年鯖江市条例第27号）附則第2項の規定は適用しないものとする。				円 2,300	円 12,000	円 2,300

を

」

「

鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊手当 (1夜につき)	宿泊費 (1夜につき)	包括宿泊費
一般職の職員の例による。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃において運賃の額の上限は、最上級の運賃の額とし、鯖江市一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（昭和57年鯖江市条例第27号）附則第2項の規定は適用しないものとする。					旅行中の宿泊に要する費用とし、その上限は国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第13条第1項および別表第2の指定職職員等の欄の額を準用する。	移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額の上限は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費の合計額とする。

」

に改める。

別表第 2 中

「

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につ き)	食事料 (1夜につ き)
8級の職務に相当する一般職の職員の例による。ただし、鯖江市一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（昭和57年鯖江市条例第27号）附則第2項の規定は適用しないものとする。						

を

「

鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	宿泊手当 (1夜に つき)	宿泊費 (1夜につ き)	包括宿泊費
一般職の職員の例による。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃において運賃の額の上限は、最上級の運賃の額とし、鯖江市一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例附則第2項の規定は適用しないものとする。						

に改める。

別表第 3 中

「

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につ き)	食事料 (1夜につ き)
2級の職務に相当する一般職の職員の例による。						

を

「

鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	宿泊手当 (1夜に つき)	宿泊費 (1夜につ き)	包括宿泊費
一般職の職員の例による。						

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の規定は、この

条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。